

平成 27 年 (ワ) 第 180 号

原 告 高田一男 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（113）

（被告準備書面(20)に対する反論）

2020年7月15日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 広田 次男 

同 大木 一俊 

同 坂本 博之 

同 深井 剛志 

外

目 次

第 1 はじめに	4
第 2 「弁済の抗弁に関する基本的考え方」(第 2)に対する反論	5
1 「総論」(第 2 の 1)に対する反論	5
2 「慰謝料を 2 つに区分して弁済を特定の慰謝料項目にのみ充当することは許されないこと」(第 2 の 2)に対する反論.....	12
3 「原告らの指定した請求対象期間外における慰謝料の既払い分も弁済の抗弁を構成すること」(第 2 の 3)に対する反論	13
4 「財産的損害の賠償は、本来的にはその全額が弁済の抗弁を構成するものであり、精神的損害の額の認定に当たり十分に考慮されなければならないこと」(第 2 の 4)に対する反論	14
第 3 被告が弁済の抗弁として主張する支払項目等 (第 3)に対する反論	17
1 総論 (第 3 の 1)に対する反論.....	17
2 各論 (第 3 の 2 ないし 7)に対する反論	18
(1) ①通院交通費等の生活費の増加分について	18
(2) ②住居確保損害の賠償について	19
(3) ③「実損害を超えて支払われている過払金」について	20
(4) ④避難生活により生じた傷病についての入通院慰謝料の賠償 ...	23
(5) ⑤中学生以下の子どもに対する精神的損害及び生活費増加分の賠 償 (学童賠償)	23
(6) ⑥18 歳以下の子どもや妊婦の避難先に自主的避難等対象区域が 含まれる場合や避難指示等対象区域内に滞在を続けた場合の精神的 損害及び生活費増加分の賠償	24
第 4 世帯内での既払金の融通・充当 (第 4)に対する反論	26

第5 被告の主張は時機に遅れた攻撃防御方法 28

第1 はじめに

被告は、令和2年5月29日付準備書面⁽²⁰⁾として、「弁済の抗弁について」と題する書面を提出した。

同書面の中で被告は、一方で「本件訴訟においては、……精神的損害という請求項目に名目上対応する既払金のみを弁済の抗弁として主張していたという審理経過に照らし、また結審を間近に控えた現状にも鑑み、被告としても上述した本来的な取扱いの貫徹、すなわち、まずは財産的損害・精神的損害を含む各原告の被った全損害を認定し、それに被告が追って明らかにする賠償実績表にある全ての既払金を弁済充当すべきとの主張を今から無条件にすることまではしない」と主張しながら、他方で、「少なくとも以下に述べる限度では、……適正な弁済充当が認められるべきである」として「精神的損害という請求項目に名目上対応する既払金」以外の既払金を弁済の抗弁として主張するという、明らかに矛盾した主張を行っている（被告準備書面⁽²⁰⁾：6頁）。

そもそも、本件訴訟において被告は、被告自身も述べるように、精神的損害という請求項目に名目上対応する既払金のみを弁済の抗弁として主張していた。それにもかかわらず被告は、準備書面⁽²⁰⁾の中で、証人尋問や原告本人尋問を終えて令和2年7月16日に結審日が定められた後になって（しかも、同期日以外に期日が予定されていない中で）、「精神的損害という請求項目に名目上対応する既払金」以外の既払金を弁済の抗弁や慰謝料額算定の基礎事情として主張するなど、これまで主張されていなかった新しい主張を展開している。

被告に訴訟代理人弁護士が就いている本件訴訟において、このような主張を尋問等が終結した結審間近になって行うことは、重大な過失により時機に後れて防御方法を提出することにほかならないし、これにより訴訟の完結が遅延することも明らかである。したがって、同書面におい

て展開されている主張は、いずれも民訴法 157 条 1 項に基づき即時却下されるべき主張であるから、原告らは本書面をもって、貴庁に対し、同書面において展開されている主張をいずれも却下するよう申し立てる。

なお、以下では、令和 2 年 7 月 16 日が結審であることから、念のために被告の主張に対する反論を行うが、被告の主張は使用する法律用語の用法に統一性がない等の理由から趣旨が判然としないものが多い。以下の反論は、被告の使用する法律用語等を手掛かりにしながら、被告が問題としていると推測される論点についての原告らの総論的な主張を述べるものである。

第 2 「弁済の抗弁に関する基本的考え方」（第 2）に対する反論

1 「総論」（第 2 の 1）に対する反論

被告準備書面⑯の第 2 の 1 における主張はすべて争う。理由は、以下のとおりである。

(1) 第 1 段落について

ア まず、本件訴訟において原告らが請求している損害費目は、「故郷喪失慰謝料」と「避難慰謝料」である。原告らはこの 2 つの損害費目に限定して請求することを明示して本件訴訟を提起しているのであるから、本件訴訟の訴訟物は、上記 2 つの損害費目に係る損害賠償請求権に限定される（特定一部請求。特定一部請求において、明示的一部請求における訴訟物の範囲に係る最判昭和 37 年 8 月 10 日民集 16 卷 8 号 1720 頁を明示的に参照し、訴訟物を請求された損害費目の範囲に限定した最高裁判例として、最判平成 20 年 7 月 10 日判タ 1280 号 121 頁参照）。したがって、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は併せて 1 個の訴訟物を構成するが、その余の損害費目（特に財物損害）は、本件訴訟の訴訟物を構成しない。

イ なお、被告の引用する最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁は、訴訟において請求された財産的損害に係る損害費目と精神的損害に係る損害費目とが1個の訴訟物を構成するとした判決である。請求されていない損害費目が請求されている損害費目と併せて1個の訴訟物を構成することを判示した判決ではない。

また、同判決で認められている損害費目間での融通も、あくまで訴訟上請求されている（すなわち、審理判断の対象となっている）損害費目間での融通であって、請求されていない（すなわち、審理判断の対象となっていない）損害費目と請求されている損害費目との間の融通を認めるものではない。

被告がこの判例を引用した意味は不明であるが、その後の主張を読むと、おそらく被告は上記判決の基本的な理解から誤っているのではないかと伺われる所以のため付言するものである。

(2) 第2段落について

明示的一部請求であることは認める。ただし、本件訴訟における明示的一部請求は、債権の特定の一部（特定の損害費目）を請求する特定一部請求であって、債権の数量的な一部を請求する数量一部請求とは異なる。本件訴訟において審理判断の対象となっているのは、本件事故に係る損害賠償請求権の全部ではなく、上記請求権のうちの特定の一部（「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」）だけであることに注意を要する（特定一部請求において請求されていない債権の残部が審理判断の対象とならないことに言及するものとして最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁¹や前掲・最判平成20年7月10日）。

¹ 例えば前掲・最判平成10年6月12日は、「一個の金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないことを主張して右額の限度でこれを請求するものであり、債権の特定の一部を請求するものではないから、このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断する

(3) 第3段落について

同段落での主張はすべて争う。

ア 被告は、一部請求において弁済の抗弁が主張された場合において債権全体から既払い額を控除することが判例通説であるとして、前掲・最判昭和48年4月5日や最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁を引用する。これらの判決の論理を採用するためには、残部債権部分の金額が訴訟上算出されることが前提となるのであって、実際これらの事件においては残部債権部分も審理判断の対象となつていて、残部債権部分の金額が訴訟上算出可能な事件であった。

イ しかし、本件訴訟は特定一部請求訴訟であるから、数量一部請求訴訟とは異なり、請求していない損害費目については審理判断の対象となっていない（前掲・最判平成20年7月10日等）。

また、本件によって生じている被害は、広範かつ多岐にわたり、それが長期にわたって継続している上、その多様な被害が相互に関連し、相乗的に影響を与え合って生活の全面に及び、一層深刻な損害の構造を形成していることはこれまで主張してきたとおりである。このような固有の特徴を有する本件被害に関して損害賠償請求権（現実に生じた全損害費目の填補に必要な金額）の総額がいくらであるかを算出すことは、極めて困難であって現実的でもない。

ウ 以上からすれば、本件訴訟において外側説による処理を行うことはそもそも理論的に不可能であって、被告の引用する上記各判決の射程も本件には及ばない（以上を指摘するものとして、例えば三木浩一著「民事訴訟における手続運営の理論」136頁以下²⁾）。

ことが必要になる。』と述べている。

²⁾ 例えば三木浩一著「民事訴訟における手続運営の理論」では、一部請求を試験訴訟型、総額不明型、資力考慮型、相殺考慮型、費目限定型、一律一部請求型の6つの類型に分ける。その上で、一部請求における相殺の抗弁について同136頁では、

(4) 第4段落について

争う。上記(3)で指摘したように、本件訴訟では、外側説を採用する前提を欠くから採用することができない。

なお被告は、本件訴訟における本件事故に係る全損害についての主張立証責任が原告らにあるかの如き主張を行っている。しかし、この主張は、一部請求における訴訟物論と主張立証責任の基本を理解しないものであって適当ではない。特定一部請求の場合に原告らが主張立証責任を負うのは、あくまでも請求している債権の特定の一部を基礎づける主要事実、本件に即して言えば、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の発生及び数額並びに包括的平穏生活権侵害との間の相当因果関係に限定される。その余の損害費目に係る主要事実（その発生及び数額並びに因果関係）については、訴訟物を基礎づける事実ではないから、原告らは主張立証責任を負わない。実際にも、そのように解しないと、特定一部請求をしても弁済の抗弁がなされれば常に原告らが債権全体を主張立証しなければならなくなり、特定一部請求が実務上認められている意義を没却することになる。

(5) 第5段落について

争う（なお、本件訴訟において最判昭和48年判決等の射程が及ばないこと（外側説を採らないことが判例違反ではないこと）については、(1)及び(3)で述べたとおりである。）。

ア まず、被告は「任意の弁済金について損害項目ごとに充当関係が判断されるという取扱いが当然に採用されている事実はない」というが、それは誤りである。

「費目限定型と一律一部請求型については、一部請求の審理において残部債権部分の金額は算出されないので、外側説や按分説をとることはできない。」と述べている。

例えば森富義明ほか編著「裁判実務シリーズ 交通関係訴訟の実務」（商事法務）359頁（中西茂・東京高等裁判所部総括判事（当時）執筆部分）では、「被害者に対して金銭給付がされる場合、治療費、休業損害等の損害項目の名目が付されているのが通常である。支給済みの金員を控除する場合、その際の名目に拘束され、その損害項目からしか控除できないか、それとも他の損害項目からも控除できるのかが、次の問題である」とした上で、加害者による弁済に関しては「弁済の趣旨による。全損害への填補の趣旨であって、全損害（人損、物損の双方）から控除されると解される場合がある。」として、損害項目の名目に拘束されないという結論が論理必然ではなく、むしろ拘束されるのが通常であることを前提としている。要は、弁済の趣旨次第なのである。

イ この点、本件における被告による中間指針に基づく支払は、被害者である原告らから、中間指針が暫定的に示した各損害費目につき、関係資料を被告に提出して、被告においてそれを検討して、損害費目を示した上で原告らに行った支払である。このような中間指針に基づく支払の性質や態様からすれば、支払われた既払金は、各損害費目との結びつきが強く、各損害費目について必要額を填補することを目的として支払われたものであるということができる。

このような既払金による弁済の趣旨に照らせば、既払金が避難慰謝料や故郷喪失慰謝料以外の損害費目の数額を上回ることが仮にあつたとしても（それ自体原告らは争うものである。），その既払金は本件訴訟で原告らが請求している避難慰謝料や故郷喪失慰謝料の填補を目的しているものでないから、その差額を避難慰謝料や故郷喪失慰謝

料に充当することは許されないと解すべきである³。

(6) 第6段落について

争う。

ア 被告は、既払金に係る賠償実績表で明らかにする既払金について、「慰謝料額を客観的かつ適正に評価するにあたって斟酌すべき『事情』として整理することになる」として、これまでの既払金を避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の算定に当たって考慮するよう求める。

イ しかし、被告によって支払われた中間指針に基づく精神的損害（第6）以外の各損害費目に係る既払金が、原告らの請求する避難慰謝料や故郷喪失慰謝料の填補を目的とするものでないことは前述したとおりである。また、既払金の支払がそれぞれの損害費目を填補できているか否か自体にそもそも争いがあるが、この点については本件訴訟においては審理判断の対象となっていない。そうである以上、避難慰謝料や故郷喪失慰謝料の算定にあたって他の損害費目に対する既払金を考慮して上記両慰謝料の数額を低く認定することは、本来弁済の抗弁を認めるために必要な主張立証責任を被告に果たさせないままに弁済の抗弁を一部認めることにほかならず、それは慰謝料の数額算定に当たって考慮すべきでない事項を考慮するものであって許されない。

したがって、本件訴訟において、不十分な賠償しかされていない避難慰謝料やそもそも賠償の対象とされていなかつた故郷喪失慰謝料

³ なお、被告の既払金の根拠である中間指針は、その3頁において「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないといいうものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」と指摘している。この記載からしても、中間指針に基づき支払われた金額をもって、中間指針で取り上げられていなかつた損害項目をも賠償したことを意味しないことは明らかであろう。

以外の損害費目に対する既払金を、これらの損害費目の数額を算定するにあたって基礎とすることは許されない。

(7) 第7段落について

争う。本件訴訟において外側説を採用し得ないこと、避難慰謝料や故郷喪失慰謝料以外の損害費目に対する既払金を避難慰謝料や故郷喪失慰謝料に充当することが許されないことについては、前述したとおりである。

なお、被告は「総賠償額で見れば被告が既に十分な賠償を行っているにもかかわらず原告らが自身に都合よく損害項目を分断して請求することにより原告らが本来填補されるべき損害を超えて利益を得、被告が一方的に不利益を被ることは妥当でない。」と言うが、これはあくまでも被告の一方的な主張であって、そもそも総賠償額によって原告らが十分な賠償を受けている（損害が填補されている）と言えるか否か自体に争いがあることは、被告訴訟代理人らが関与している他の避難者訴訟等からも明らかであろう⁴。

それにもかかわらず、それが争点となっていた（他の損害費目が既払金によって填補されたか否かや、当該既払金の支払が避難慰謝料や故郷喪失慰謝料の填補を目的とするか否かが審理判断の対象となっ

⁴ むしろ総賠償額によって原告らが十分な賠償を受けている（損害が填補されている）とはいえないのが実際である。例えば、本件訴訟を含む避難者訴訟等に参加する原告らの多くが本件事故による避難によって心身を悪化させ入通院をしなければならなくなつたが、心身悪化による損害に対する賠償はほんの一部しか支払われていない。避難生活が原因で死亡した者の死亡慰謝料も支払われていない。契約書や領収書等の被告が指定する、しかし入手困難な資料を被告に提出できないという理由で、財物賠償、逸失利益、家賃賠償等様々な損害について、ADRを含む訴外での賠償金の支払拒否をされている原告も存在している。さらには、ADRで資料を提出し和解案の提案がなされたにもかかわらず、被告が和解案受諾を拒否したために損害賠償金の支払がなされていない事例も存在している。「総賠償額で見れば被告がすでに十分な賠償を行っている」というのは被告の物差しに基づく主観的な主張であって、実態はそうではないことについては、ここで強く強調しておく。

ていない) 本件訴訟において、結審間近の今になって被告はこのような主張を行うのである。被告が 7 頁以下で述べている既払金の支払による各損害費目の填補について考慮することは、当該支払によって当該費目が填補されていないこと及び当該支払が避難慰謝料や故郷喪失慰謝料の填補を目的とするものでないことについての原告らの個別具体的な反論の機会を不當に奪うものであって許されない。時機に後れた防御方法として直ちに却下されるべきである。

2 「慰謝料を 2 つに区分して弁済を特定の慰謝料項目にのみ充当することは許されないこと」(第 2 の 2) に対する反論

- (1) まず、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」が発生事由等を異にする別種の損害であること、そのためにこれらの損害費目は峻別して認定されるべきことについては、最終準備書面・第 2 分冊の 18 頁以下において詳論したところであるし、仙台高裁令和 2 年 3 月 12 日判決（甲 A 136）においても前提とされているところでもあるので、それらを参照されたい。

なお、順番が逆転するが、被告準備書面⑯の第 2 の 2 の第 4 段落（8 頁）において被告は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別しない処理こそが「本来の明示的一部請求における取扱いにも合致するものである。」と主張するが、外側説の射程等を論じるまでもなく、この主張が論理の飛躍であって実務上採用し得ない見解であることは、交通事故訴訟において精神的損害を「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」に区別して個別に損害認定を行っていることから明白である。そもそも一部請求論や外側説は当該訴訟における審理判断の対象（範囲）の確定にあたって問題となる議論であって、これが個々の損害（主要事実）の認定の在り方 자체を定めるわけではない。

(2) 同項第2段落（7頁）における千葉地裁一次訴訟判決に関する解釈は争う。

被告は、同項の第4段落（8頁）の主張を見る限り、＜損害費目を区別して個別に認定すること＝訴訟物レベルで別個に扱うこと＞と考えているようであるが、それが誤り（論理の飛躍）であることは、上記(1)でも指摘した交通事故訴訟の裁判実務からして明らかである。上記千葉地裁判決は、損害の性質に着目して、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を別種の損害として個別に損害認定を行っただけであり、訴訟物レベルで別個に扱ったものではない。

(3) 同項第3段落（7頁）における「原告番号2-3」に関する個別事情は不知。もっとも、避難中に無念の客死を遂げたことを避難慰謝料の考慮事情として考慮した結果として、最大限の避難月数を前提とした避難慰謝料の数額を認定することは不合理ではない。事実、仙台高裁令和2年3月12日判決は、同様の問題について、「原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である」と判示しているところである（甲A136・仙台高裁令和2年3月12日判決：46頁）。

3 「原告らの指定した請求対象期間外における慰謝料の既払い分も弁済の抗弁を構成すること」（第2の3）に対する反論

同項における主張は争う。

(1) 被告は、平成30年3月以前に死亡した避難者に対しても平成30年3月までを対象期間として賠償金を支払ったことにつき、＜避難慰謝料に対応する既払金のうち、死亡時点から平成30年3月までの期間に対

応する部分は、本来支払う義務のないもの>であることを前提に、同項の主張を行っているものと思われる。

- (2) しかし、その前提は誤りである。平成30年3月以前に死亡した避難者に対しても平成30年3月までを対象期間として避難慰謝料が支払われたのは、避難中に無念の客死をしたことを考慮してのものと解すべきだからである。実際、仙台高裁令和2年3月12日判決も、「原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である」と判示し（甲A136・仙台高裁令和2年3月12日判決：46頁），同様に解している。
- (3) 以上のとおりであるから、上記(1)の前提に依って立つ弁済の抗弁に関する主張は、そもそも前提を欠くので採用されるべきではない。また、原告らの請求する避難慰謝料に対応する既払金の算定にあたって死亡時点から平成30年3月までの期間も対象期間としていた事実をもって、死亡時点までの避難慰謝料の金額を低く算定すること（死亡時点までの精神的苦痛が慰謝されたと評価すること）も許されない。

4 「財産的損害の賠償は、本来的にはその全額が弁済の抗弁を構成するものであり、精神的損害の額の認定に当たり十分に考慮されなければならないこと」（第2の4）に対する反論

- (1) 同項における主張はそもそもその趣旨が不明であるが、財産的損害について賠償がなされたからといって、それとは別種の損害である「避難慰謝料」や「故郷喪失慰謝料」が填補されるわけではないことは、言うまでもない。財産的損害の賠償によって避難慰謝料や故郷喪失慰謝料が填補される関係に立つわけではない以上、避難慰謝料や故郷喪失慰謝料

の損害額の算定にあたっても、財産的損害に対する賠償を行ったことは、何ら考慮事情とはならない。例えば、交通事故事件において、物損について十分な賠償をしたからといって、同じ事故から生じた傷害慰謝料はもちろんのこと、後遺障害逸失利益や後遺障害慰謝料の算定に当たって有意に考慮されないことを想起されたい。

(2) なお、念のため、同項の第2段落について、以下の3点を指摘する。

ア 第1に、同段落において被告は、訴外の直接請求手続やADR手続において十分な額の財産的損害の賠償としての支払を行ってきた旨主張するが、そもそもこの点自体に争いがある。被告の賠償は中間指針に基づくものであるところ、中間指針で示された賠償額は最小限度の賠償に過ぎない。被告が指摘するような、「十分な額の賠償」「手厚い賠償」とは程遠いものである。このことは、本件事故の特徴（全人間的・全人格的損害）からして明らかである。まさに本件は、慰謝料の補完的機能が妥当する場面であるところの「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面」（被告の引用する新注釈民法（15）債権（3）（窪田充見執筆部分）880頁）なのであって、「それ（※引用者注…慰謝料）を増額すること」（同上）が認められるべき事案なのである。

イ 第2に、同段落において被告は、殊更に「生命・身体的損害や就労不能損害などに關し、厳密にいえば法的損害と認められない項目や、本件事故との事実的・相当因果関係を客観的に確認することができない損害項目について支払いがなされるケースも相当程度含まれている。」と主張する。

しかし、上記の支払も、あくまで中間指針に基づくものであるところ、中間指針に示された賠償額が最小限度の賠償に過ぎないことは前述のとおりである。

また、中間指針が定める損害費目について賠償を行ってきたのは、ほかならぬ被告自身である。被害者側が証拠資料を提出し本件事故による避難と相当因果関係のある損害であることを立証した案件でも被告の認める資料の提出がないという理由で訴外での支払を多数拒否してきた被告の訴外での交渉態度を併せ考えれば、被告は、中間指針で示された損害項目を原賠法3条1項に基づき賠償しなければならない損害と捉え、かつ、疎明資料によって客観的に確認できたから、賠償を行ってきたはずなのである。見舞金や香典などといった金員の贈与とは、そもそも性質を異にするのである。

したがって、これまで中間指針に基づき疎明資料を提出させた上で賠償を行ってきたのに、今になって「厳密に言えば法的損害と認められない」等と主張してあたかも必要以上の賠償を行ったがごとく主張すること自体、藤川教授が証人尋問の中で指摘された加害責任を曖昧化させる態度そのものであって、信義誠実の原則に反し（特に禁反言に当たり）許されないものと言わなければならない（民法1条2項）。

ウ 第3に、同段落において被告は、「避難先での家具家電その他の生活品購入費用についての賠償を行う一方で、旧居住地の家財の財物賠償についても別途行うなど、厳密に見れば両者間で重複する損害に対する賠償も被災者支援の見地を考慮の上で行われている。」と主張するが、「避難先での家具家電その他の生活品購入費用についての賠償」と「旧居住地の家財の財物賠償」は異なる損害に対する賠償であって「重複する損害に対する賠償」ではない。

前者は、被告の加害行為によって避難を余儀なくされた被害者が避難先において生活するために支出した必需品購入費用に対する賠償であるの対し、後者は、被告の加害行為によって失った避難元で保有していた財物に対する賠償である。原告らの多くは、避難前は広い居

宅に合った家財を保有していたが、避難先では仮設住宅など狭い居宅で仮住まいするために必要最小限の家財を間に合わせて購入したにすぎない。

このように、両者の損害は全く異なるのであって、重複して賠償したことにならない。ましてや「被災者支援の見地を考慮の上」などという上から目線の主張に至っては、加害者が何をかいわんや、である。

第3 被告が弁済の抗弁として主張する支払項目等（第3）に対する反論

1 総論（第3の1）に対する反論

- (1) 被告は、「避難所生活や要介護といった個別事情を踏まえた避難慰謝料の増額分、ペット喪失に係る精神的損害、本件事故の避難生活によって生じた傷病に係る入通院慰謝料などの精神的損害の賠償は、弁済の抗弁を構成する。」などと主張する。
- (2) その主張の意味するところは必ずしも明らかではないが、被告がこれらの精神的損害に対する賠償を行ったのは、原告らが各項目に相当する損害を被っていたからであり、これらの賠償をしたからといって、原告らが本訴訟で請求している避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料に対して弁済がなされたと評価することはできない⁵。

仮に、被告が、原告らが各項目に相当する損害を被っていないにもかかわらず、被告がこれらの損害に対して賠償をしており、もしくは、原告らに生じた損害額が、被告が賠償した金額に満たないため、この超過

⁵ この点に関し、例えばいわき支部での本件と同種訴訟である避難者訴訟第一陣訴訟においては、裁判官、原告、被告東電との間で、ペット喪失慰謝料及び心身の悪化そのものに対する損害（慰謝料含む）は、訴訟での審理対象外であることを確認し、原告らの心身悪化の事実については、心身を悪化させるほど過酷な避難生活であったことを示す事実として扱うことを確認している。特に心身悪化に伴う損害は、多岐多額にわたるものであることから、これを集団訴訟で一律に判断するのに適さないと考えられたことによるものである。

分について避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料に充当するべきであると主張しているのであるとすれば、その旨を主張立証すべきであるが、しかし、被告の主張は時期に遅れた攻撃防御方法であり、到底許されるものではない。

2 各論（第3の2ないし7）に対する反論

(1) ①通院交通費等の生活費の増加分について

ア 被告は、平成24年9月1日から平成25年3月1日までの「通院交通費等の生活費の増加分」に係る賠償について、「実損害の有無を問わずに」「対象者が通院を行っていたか否かを支払いの要件とせず、本件事故後に生じうる生活費の増加分を広く対象とする趣旨の支払いである」「対象者に一人当たり20万円を一律に支払うものであり、被災者支援の見地を考慮の上で行われているものである以上、原告らに本件事故による未填補の損害があれば、同損害が財産的損害であるか精神的損害であるかを区別することなく、これに充当されるべきである」「日常生活阻害に伴う精神的損害を填補する実質を有する」などと主張する。

イ しかしながら、本件事故と相当因果関係のある財産的損害としての「生活費の増加分」は、個々の具体的な支出を洗い出して計算することが現実的でないことから、経験則に照らして抽象的損害計算による損害認定を行い、相当額を賠償するものであり、実損害があることを前提としている。また、通院交通費のみならず最低限の生活費増加分として中間指針に示されたものである。むしろ、訴外での領収証や契約書等の被告の指定する資料の提出が困難であることを理由に、実損害があるにもかかわらず賠償金の支払を拒否された事例も存在している。したがって、実損害がないにもかかわらず支払われたという被告

の主張は誤りである。

ウ かかる「生活費の増加分」は有形の財産的損害であり、避難に伴う精神的損害とは質の異なる損害であるから、その既払いによって避難慰謝料が補填されるということはない。

したがって、「生活費の増加分」が払われたことは弁済の抗弁にならず、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

(2) ②住居確保損害の賠償について

ア 被告は、本件事故後の住居の購入等に係る費用と本件事故当時の住居に係る財物損害の賠償額の差額のうち一定割合について賠償するものとして、住居確保損害の賠償をしており、これは、「本件事故と相当因果関係のある損害として賠償義務を負うものではなく、被災者支援のために政策的見地から賠償を実施している」「本件事故後の生活基盤となる住居の購入等に係る費用を賠償することによって、本件事故後における平穏な生活の再建を企図したものである」などと主張する。そして、この賠償によって、原告らの損害は全体として填補されており、「弁済の抗弁を構成する」と主張する。

イ しかしながら、住居確保損害は、「第二次追補で示した財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建替えや長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題が生じている」ことを踏まえ、中間指針第4次追補において「新たな住居の確保のために要する費用」を賠償の対象としたものである。

つまり、被災者の居住していた住宅は交換価値が低く、事故前の価値を弁償するだけでは避難先で住宅を購入することができず被害の回復にならないことから、住居確保損害の考え方により住宅の再取得にかかる費用を賠償することとしたのである。したがって、住居確保損

害の賠償は、原状回復という不法行為の目的に適った賠償方法であつて、「本件事故と相当因果関係のある損害として賠償」するものに他ならない。

ウ また、住居確保損害は、避難者が住宅購入費用又は住宅建替費用を支出した場合に、避難者が実際に支出した住宅購入費用又は住宅建替費用の額を賠償するという制度であり、いわば住宅の現物給付による賠償に近い。

住居確保損害として支払われる額は、避難者が自由に目的を定めて使用できる賠償金ではなく、あくまでも住宅購入費用又は住宅建替費用に充てることしかできない。そして、住宅購入費用や住宅建替費用は、福島市内など立地によっては地価単価が高いうえ、住居確保損害制度の利用により地価や建築費が高騰したこともあり、実際の支払額が大きくなる傾向があるが、支払額が高額となつても、それは建築業者や不動産業者に代金として支払われるものであつて、避難者に入ってくる賠償金ではない。しかも、被告は被害者ごとに異なる支払上限額を決めていることから、被害者によつては住宅の取得のために実際にかかった費用が被告の決めた支払上限額を超えてしまつたことから工事の不足額を自費で支払つた者も存在している。

このように、住居確保損害の賠償金は、住宅の確保に必要な費用にのみ充てられるものであり、避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料とは性質が全く異なる。

したがつて、「住居確保損害」が払われたことは弁済の抗弁にならず、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

(3) ③「実損害を超えて支払われている過払金」について

ア 被告は、就労不能損害の賠償のうち、同賠償を受けている原告らが

対象期間中に実際に得ていた収入額に相当する分を過払金として主張するとし、この過払金について、費目を問わず「弁済の抗弁を構成する」と主張する。

イ しかしながら、本件訴訟では、就労不能損害は審理対象になっておらず、訴訟外で支払われた別の損害項目についての既払金が、本件請求にかかる避難慰謝料及びふるさと喪失慰謝料の補填するものにはなりません。

ウ そもそも、就労不能損害（営業損害）についても、訴訟外で被告の指定する資料の提出ができないことを理由にした支払拒否や、資料の提出をしても被告の方針に外れることを理由とした支払拒否がなされているのであって、実損に対する賠償すらなされていない事案が多数存在している。

また、就労不能損害（営業損害）については、中間指針第二次追補において、「営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である」とされている。その理由は「本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全て控除すると、こうした営業利益をあえて行わない者の損害額は減少しない一方、こうした営業・就労努力を行うほど賠償される損害額は減少することになる。このため、当該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要である。」と説明されている（第二次追補）。

被告は、上記中間指針第二次追補の指摘を踏まえ、就労不能損害の算定方法を見直し、「特別の努力」の反映をすることとし、避難等対象区域からの避難者が本件事故後に新たに就労した勤務先で実際に得られた収入のうち月額50万円までは「特別の努力」によるものとして控除せず就労不能損害を支払うこととした（2012年6月21日プレスリリース）。

このように、被告自身が避難者が実際に得ていた収入はその「特別の努力」によるものであることを認めて控除しないこととしたのであって、今になって過払いを主張することは信義則に反し許されない（禁反言）。

エ 被告は、「…就労不能損害の範囲は、本件事故後に得ている収入額を控除した、住民らの現実の減収分に限定される」（p17）などとも主張する。

しかし、このような「差額説」を徹底する被告の見解は、就労不能損害については一層妥当しない。なぜなら、例えば、解雇事件に関する労働判例法理では、解雇された労働者が解雇無効判決を得るまでに他の事業所で働いて収入を得ていた場合に、被解雇者が解雇期間について平均賃金の6割以上の休業手当を保障されていること等を根拠として、解雇期間中の賃金のうち平均賃金の6割までの部分については利益償還の対象とすることは許されないという扱いがされている（最判昭和37年7月20日民集16巻8号1656頁等）。

こうした解雇事件に関する判例法理に照らしても、本件事故で、全く予期せず突如仕事を奪われた原告らに「差額説」を貫徹することが不当であることは明らかである。

オ したがって、就労収入を控除しないで就労不能損害が払われたこと

は弁済の抗弁にならず、また、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

(4) ④避難生活により生じた傷病についての入通院慰謝料の賠償

ア 被告は、避難等により原告らの傷病が悪化し、入通院した場合に、被告が入通院慰謝料を支払っており、これは、避難等による精神的損害に対する支払いにほかならないから、原告らが請求する精神的損害の賠償請求に対する「弁済の抗弁を構成する」と主張する。

イ しかし、入通院慰謝料は入通院による精神的苦痛を慰謝するものであって、避難生活による精神的損害を慰謝するものではない。

原告らが本件事故により傷病に罹患し又は従前からの傷病が悪化したことにより入通院をした場合には、避難慰謝料とは別に入通院慰謝料が発生するのは当然のことである。

原告は、避難慰謝料について、入通院慰謝料を含まないものとして請求している。原告らは避難慰謝料を基礎づける事情の一つとして、避難生活における心身の不調を主張立証しているが、それは、その過酷な避難生活の事情を示すものであって、人身損害を問題としているわけではない。この点、本件訴訟と同種訴訟の避難者訴訟第一陣いわき支部にても、心身悪化による損害を訴訟物から外したことは既述のとおりである。

したがって、「入通院慰謝料」が払われたことは弁済の抗弁にならず、また、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

(5) ⑤中学生以下の子どもに対する精神的損害及び生活費増加分の賠償
(学童賠償)

ア 被告は、中学生以下の子どもに対して、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害及び生活費増加分に係る賠償と

して、実損害の有無を問わずに、一人当たり月額5万円の賠償（合計35万円）を行っており、これは名目上も生活費増加分を含む精神的損害の賠償であり、「弁済の抗弁を構成する」と主張する。

イ しかし、乙A14号証によると、被告は、「学校などの再開状況を踏まえ、平成9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として」弁済を行ったのである。

すなわち、中学生以下の子どもについては、特に、小中学校が休校になったり、転校をしたり、長距離の通学などの具体的な損害が生じており、一般の被害者とは別に損害が発生することを根拠として、賠償をしたのであるから、原告らが共通損害として請求している避難慰謝料に含まれないものである。

したがって、「学童賠償」が払われたことは弁済の抗弁にならず、また、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

(6) ⑥18歳以下の子どもや妊婦の避難先に自主的避難等対象区域が含まれる場合や避難指示等対象区域内に滞在を続けた場合の精神的損害及び生活費増加分の賠償

ア 被告は、18歳以下の子どもや妊婦の避難先に自主的避難等対象区域が含まれる場合や避難指示等対象区域内に滞在を続けた場合に、避難に伴う精神的損害の賠償とは別に、避難等対象者としての避難慰謝料の賠償とは別に、「自主避難等に係る損害」を賠償しており、かかる賠償は、生活費増加分を含む精神的損害の賠償であるから、「弁済の抗弁を構成する」などと主張している。

また、被告は、一部の原告（例えば、原告番号22-4）について、上記「自主避難等に係る損害」の賠償条件（対象期間において自主的避難等対象区域への避難や避難指示等対象区域への滞在）を満たさな

いのに賠償金を受け取っているから過誤払いであり、その過払金を弁済の抗弁として原告らが請求する精神的損害に充当する旨主張している。

イ しかしながら、一部の原告について過誤払金が発生しているとの主張は、否認ないし争う。また、そのような主張は、もっと早い段階で主張できたものであり、時期に遅れた防御方法であり却下すべきである。

ウ また、18歳以下の子どもや妊婦を対象とする上記「自主避難等に係る損害」の賠償は、中間指針が示す避難に伴う精神的損害とは質的に異なる面があるとされ（中間指針追補3頁）⁶、「子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射戦被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができる」（中間指針追補7頁）として、特に賠償を認めたものである。

したがって、18歳以下の子ども及び妊婦に特に認められる損害についての賠償と本件において原告らが共通損害として請求する避難慰謝料とは本質的に異なるから、仮に過払金があるとしても、充当は認められないというべきである。

したがって、被告が、18歳以下の子ども及び妊婦について、旧緊

⁶ 「避難指示等対象区域内に居住していた者が、本件事故に起因して自主的避難等対象区域内に避難し、同区域内に引き続き長期間滞在した場合、当該避難期間については中間指針で精神的損害の賠償対象とされているが、これは避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害であり、自主的避難等対象区域内の住居に滞在し続ける者（以下「滞在者」という。）としての精神的損害とは質的に異なる面があるから、中間指針追補の対象ともすべきである（具体的には、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供及び妊婦が該当する。以下略）」（中間指針追補3頁）

急時避難準備区域から自主的避難等対象区域に避難した者に対し、避難慰謝料とは別に精神的損害の賠償を行ったことは、別途に発生する損害を賠償したというだけであり、避難慰謝料に対して充当するべき弁済は一切存在しない。また、これを避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料の損害評価において事情として考慮することも許されない。

第4 世帯内での既払金の融通・充当（第4）に対する反論

1 被告は、世帯内で支払い済みの賠償額に過払がある場合には、その過払分については、世帯内で融通・充当が認められるべきであるなどと主張する。

しかしながら、被告の主張は、個人主義を取っている現行民法下において、一見して不合理であり、到底認められない。

原告らは、各人がそれぞれ、精神的損害を受けているのであり、それが、他の家族に賠償されたとしても、損害を受けた当人について、苦痛が慰謝されることにはならない。

さらに未成年者の請求権についていえば、子どもの請求権を親が変わって行い、それを子どもの利益のために遣う（通常そのように合理的に推測される。）のは、親権者の財産管理及び代表行為として至極当然のことであって（民法824条），その親権行使の内容について、加害者である被告に限定される理由はない。

2 被告は、「千葉地裁第二次訴訟判決」が、「経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということを判断基準」として既払金を世帯内で融通することを認めた点を指摘するが、かかる判決の考え方は、個人の権利擁護という法の根本理念を軽視した誤った判断というほかなく、大きな批判を受けているところであって、参考にすべきものではない。

同判決は、「超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補

する機能をはたしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者への弁済として流用し、煩雑な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる」などと理由を述べるが、本件訴訟において原告らは世帯内融通を受け入れるものではないので、当事者の合理的意思に合致するものではないことを強調しておく。

- 3 被告が指摘する「交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等についてその親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した事案」においても、当事者間の合理的な意思に合致することが根拠とされているところ、本件訴訟において本件原告らは世帯内融通を容認するものではないから、当事者の合理的意思を根拠に世帯内融通と行うことは許されない。
- 4 被告は、訴訟外での中間指針に基づく賠償金の支払いについて、世帯代表者が一括して請求し、世帯代表者に対して一括して支払っていることをも世帯内部における弁済の融通を認める理由としている。

しかしながら、代理受領はあくまでも個々の受給権者の代わりに受領しているだけであって、賠償金は個人個人について算定され支払われているのであるから、世帯間融通を認める理由にならない。

- 5 被告は、原告牛来広（原告番号4世帯）が本人尋問において、受領した賠償金を同原告が一元管理して同世帯の出捐に順次充てている旨供述していることをも、世帯内融通の根拠にする。

しかしながら、一般に、世帯で家計を管理する者がいてその家計管理者が主に家計支出を担っていることは珍しいことではなく、そのことが世帯内融通を認める理由にはならない。

- 6 以上から、被告の主張はあまりに常識を逸脱しており到底認められない。

第5 被告の主張は時機に遅れた攻撃防御方法

以上の通り、原告らは被告の主張に対し現時点ができる範囲で反論したが、被告が主張する弁済の抗弁が認められる余地があるかないかにかかわらず、被告の主張は時機に遅れた攻撃防御方法であり、到底許されるものではない。

すなわち、被告が準備書面（20）を陳述したのは、令和2年5月29日である。

この時点で、本件訴訟の期日は、既に結審日として指定された令和2年7月16日しか予定されていなかった。

被告の主張は、「外側説」を理由に弁済の抗弁を主張しているようでもあるが、意味不明な論証が多く、本来は釈明をしてその主張内容を明らかにしたうえでなければ、適切な反論もできない。

また、弁済の抗弁の主張であるとすれば、個別具体的な弁済の事実の主張がなければ認否反論もできない。さらに、原告らは、弁済の抗弁の具体的な主張立証に対し、当該弁済があったか、当該弁済の趣旨は何かなどについて反論反証する必要がある。

そして弁済の抗弁という新たな論点について、従前提出されていなかった書証はもちろん、原告らの本人尋問、場合によっては専門家証人や検証など新たな立証も必要となりうる。

このような主張立証が追加的に必要となる弁済の抗弁を、被告が口頭弁論終結直前にすれば、訴訟が遅延することは明らかであるし、被告は、弁済の抗弁をもっと早い段階で（弁済直後の時点で）主張できたのであるから、被告の主張は時機に遅れており到底許されるものではない。

以上